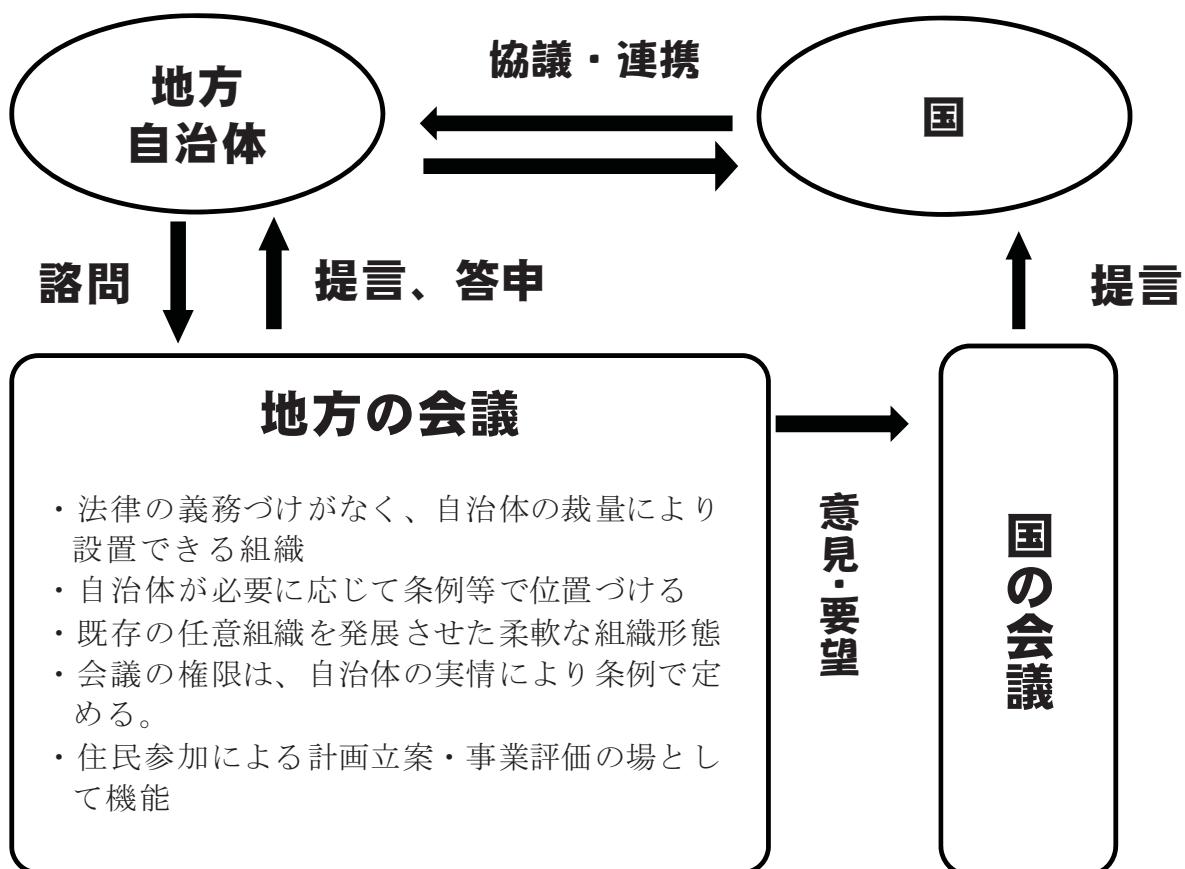


市町村における子ども・子育て会議（仮称）のあり方について

平成23年1月27日
新潟県聖籠町長 渡邊廣吉
(全国町村委会常任理事)

1. 関係者が関与する仕組みの必要性
2. 組織の位置づけ・・・会議設置の根拠及び設置義務の是非
3. 会議の権限・機能・・・国の会議と地方の会議との関係

【地方の会議のイメージ】



池田市子ども条例について

平成 23 年 1 月 27 日
全国市長会社会文教委員長
大阪府池田市長 倉田 薫

池田市子ども条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 6 号）（抄）

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が急増するなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われがちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 心身ともに健やかに成長する権利、教育を受ける権利その他子どもが有する諸権利が尊重され、保護されること。
- (2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。
- (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

(委員会)

第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども見守り委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 基本理念に沿った子育ての確保及び推進に関する事項
 - (2) 子どもの育成に係る市の施策に関する基本的事項
 - (3) その他子どもの育成に関する重要事項
- 2 市長は、前項に掲げる事項について、委員会に諮問することができる。
 - 3 委員会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 委員会は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。
 - 5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、委員会に報告しなければならない。
 - 6 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

池田市子ども見守り委員会規則（平成17年5月23日規則第39号）（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市子ども条例(平成17年池田市条例第6号)第17条の規定に基づき、池田市子ども見守り委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民
- 2・3 略

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2～4 略

平成23年1月27日

幼児教育の重要性と 希望する全ての子供への保障のために

全国国公立幼稚園長会

本会は、子ども・子育て新システムを、将来この国を担う人材育成という大きな視点に立ち、幼児教育が人格形成の基礎をつくること、義務教育及びその後の教育の基盤となっていくことの重要性を十分踏まえて検討されることを、改めて強く願うものである。

記

- 1 「幼児教育」のみを希望する保護者の素直な願いに応えていただきたい。
現状では、幼稚園に対して4～5時間の教育のみを希望する保護者が多数いる。家庭ではできない集団生活を通しての教育を望むと同時に、家庭教育の責任と喜びをもって子育てをしているのである。幼児期に、親子が一緒にゆったりとした時を過ごすことの価値を理解していただきたい。
- 2 保護者の多様な生き方、地域で社会貢献して生きる姿を認めていただきたい。
子育てを通して地域社会とかかわりたいと考える人の生き方が認められるべきではないか。様々な価値観をもった家庭が地域に存在することで、地域コミュニティーが活性化し、子供の健全育成も図られる。「ゆりかごから墓場まで」の風潮は無縁社会につながる。保護者が、4～5時間の幼児教育と長時間保育を自由に選択できるようにしていただきたい。
- 3 3歳以上の全ての子どもに保障されるべき幼児教育については、こども園(仮称)を含め、義務教育に接続する学校教育として位置付け、小・中学校と同様に、国や地方公共団体の適切な関与を義務付け、地域格差が生じないようにしていただきたい。
指導監督、評価、設置基準、研修、身分、人事服務等の制度を国と地方の役割分担の中で具体的に整え、教育の持続性・確実性・公共性等が担保されるようにしていただきたい。

- 4 質の維持・向上のために十分な財政措置を講ずるとともに、そのための財源確保を保障していただきたい。

質の維持・向上のために十分な財政措置を講ずるとともに、国から市町村への一括交付金が確実に子どものために使われ、公の支援が子ども自身に確実に届く制度にしていただきたい。

- 5 子どもの健やかな成長が保障される制度となるためには、保護者も含めた教育・保育現場に不安や混乱を生じないように、十分な説明と準備期間を設けていただきたい。

理念と制度、そして現場での実践が円滑になるには時間が必要である。保護者も含めた教育・保育現場に不安や混乱が生じないように、十分な説明と準備期間を設けていただきたい。

<終わりに>

全国国公立幼稚園長会は、現在、全国津々浦々で幼児教育に情熱をもち、汗を流している約5,000名の園長、25,000名の教職員と共に就学前教育・保育に力を注いでいます。今後7～8年先までを見通して全国規模の研究大会は計画しており、ブロック研究大会、保護者参加体験型のキャンペーン研修会やリーフレット作成等を進めていきます。

子ども・子育て新システムの理念や幼保一体化の目的に寄与する意味でも「希望する全ての子に質の高い幼児教育・保育を」目指し、努めてまいります。

第 9 回基本制度 WT 意見

総務省が平成 21 年に行った調査によれば、働く 10 代から 20 代のひとり暮らしの世帯の手取り収入(可処分所得)は、女性が男性を初めて上回るという結果になりました。また、全体として単身世帯が増えるなど、従来の家族観で子育て家庭そのものも捉えることが難しくなってきました。結婚・子育ては個人の選択であり、それが選択されない時代もあります。これらのこと踏まえれば、子どもがいる生活の相対的価値を上げていくこと、核家族で小さくなってきた子育て家庭を社会的に支援していくこと、これまでの価値観でのみ子育て家庭を捉えないことなどが、重要になってきます。子ども・子育て新システムが、常に当事者である世代や、子ども世代が政策決定に充分に関わり反映される内容でなくてはならないと考えます。

1. 国の子ども・子育て会議についての提案

① 国の子ども・子育て会議の役割

- (1) 当事者、事業者のニーズ調査、都道府県・市町村等の状況把握
- (2) 国全体としての基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (3) 給付の内容検討、水準についての方針検討
- (4) 進捗状況等の把握と評価、効果測定
- (5) 都道府県、市町村子ども・子育て会議との連携・調整

② 子ども・子育て会議の構成

会議の構成員は、公平性、当事者性を確保するため、多様な関係者の意見を踏まえて選定する。

- (1) 子育て当事者など
- (2) 専門家、学識経験者、企業、経済団体、労使代表、地方公共団体など
- (3) 子育て支援関係者・事業者など

③ 透明性の確保

市町村子ども・子育て会議は、透明性、公平性を確保し、子ども・子育て家庭に資する議論とするため、原則としてすべて公開で実施することとする。議事録の公開など、議事に差し障りのない範囲で公開とする。また、会議開催においては、インターネット配信などの活用も検討が必要と考える。

参考 フランスの家族会議

特徴 現状の子育て現場や親たちのニーズの的確な把握、スピーディな政策の実効性の確保

- ・毎年開催され、家族政策の当事者が一堂に会して家族政策を実施する場、議員も参加。
- ・行政機関相互、国会の連携
- ・合意されたことは、法改正、財源確保含めスピーディに実施される
- ・常に現状の政策課題を民主的に取り上げ、親のニーズに合わせてきめ細やかに実施される
- ・地方家族会議とのテーマ設定による連携
- ・家族会議で実施された主な制度（前年の家族会議での合意が翌年の改正につながる）

* 2002 年 父親休暇

* 2004 年 家族給付の改正（乳幼児受け入れ手当の導入）

* 2006 年 3 人以上の子どもを持つ親に対する職業自由選択オプショナル補足手当
大家族カードの割引対象の拡大

2. 市町村子ども・子育て会議についての提案

子育て当事者が施策決定の過程に参画し、事業の評価を行う仕組みとして、すべての市町村に「市町村子ども・子育て会議」の設置を義務づけることを提案します。

①市町村子ども・子育て会議の役割

- (1) 地域ニーズ、サービス利用者からの苦情、要望の把握
- (2) 子ども・子育て包括交付金交付のための基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (3) 子ども・子育て包括交付金交付事業の選定および評価方法の検討
- (4) 子ども・子育て包括交付金交付事業の進捗状況等の把握と評価
- (5) 子ども・子育て包括交付金交付事業の監査
- (6) 各事業が効果的に推進されるための指導、助言など
- (7) 各市町村、都道府県、国との調整対応など
- (8) その他必要な事項

市町村は、市町村子ども・子育て会議の決定などを最大限に尊重するものとする。

②市町村子ども・子育て会議の構成

会議の構成員は、公平性、当事者性を確保するため、多様な関係者の意見を踏まえて選定する。

- (1) 子ども・若者、子育て当事者など
- (2) 専門家、学識経験者、企業、経済団体など
- (3) 子育て支援関係者・事業者など

選定にあたっては、特に子ども・子育て中の当事者の意見を最大限尊重するため、上記構成メンバーは概ね1/3の割合で配分し、子育て当事者が参加しやすい開催日などを設定することを提案します。

また、(2)(3)については、高い見識を有し、公平・中立的な立場から審議に参加できるものから選定する。(1)については、メンバーの中に公募委員を必ずいれることとする。

③透明性の確保

市町村子ども・子育て会議は、透明性、公平性を確保し、子ども・子育て家庭に資する議論とするため、原則としてすべて公開で実施することとする。議事録の公開など、議事に差し障りのない範囲で公開とする。また、会議開催においては、一般市民の傍聴などを行うこととする。

3. 子ども・子育て包括交付金について

子ども・子育て対策の財源を統合して、市町村が自由度をもって給付ができるよう交付される「子ども・子育て包括交付金」については、子育て当事者、事業者、費用負担者などが包括交付金の使途や事業の効果をチェックし、将来の事業改善につなげるPDCAサイクルによる運営を行うことが必要だと考えます。

子ども・子育て包括交付金については、子ども・子育て支援に確実に執行されるよう、使途が明確な経理が求められています。その観点からは、交付金のチェック機能は、地方議会とともに市町村子ども・子育て会議（仮称）が評価できるシステムとすべきです。

4. 財源保障について

新システムには、義務的な経費（国庫負担金）と裁量的な経費（国庫補助金）が統合されることとなります。すべての子育て家庭への支援や市町村独自の支援策が確実に実施されるためにも、義務的な経費と裁量的な経費の負担割合を定めることを提案します。義務的経費がふくらみ、交付金で実現したい地域に根ざした独自性の高い事業や、基盤整備にかかる費用が後回しになるのでは本末転倒です。もし、費用割合を定めることが難しいようであれば、裁量的な経費については、別途の交付金とするという考え方も検討していただきたいと思います。

「子ども・子育て会議（仮称）」および幼保一体化に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

1. 「子ども・子育て会議（仮称）」について

(1) 国に設置する「子ども・子育て会議（仮称）」について

- すべての子ども・子育てを対象とする「子ども・子育て新システム」の理念に鑑み、会議の構成は、有識者、子育て等当事者、幼・保・児童福祉施設・放課後児童クラブ等運営団体、地方公共団体、労使代表、児童虐待等専門家、障がい児の保護者など幅広いステークホルダーをメンバーとすべきである。
- 「子ども・子育て会議（仮称）」の機能及び権限は、国の子ども・子育て政策の全般について基本政策の決定プロセスへの関与のほか、例えば「幼保一体給付（仮称）」の水準等、個別制度の検討および決定への関与も可能とすべきである。併せて、実績及び効果の点検・評価を行う機能を持つことで、子ども・子育て政策全般にかかるPDCAを一体的に行うことができる仕組みとすべきである。
- なお、関係審議会（社会保障審議会、中央教育審議会、労働政策審議会等）との関係や権限調整を丁寧に行うべきである。

(2) 地方版「子ども・子育て会議（仮称）」について

- 地域の実情やニーズに即した子ども・子育て政策が、的確に実行されることを担保するため、国と同様、地方自治体においても「子ども・子育て会議（仮称）」を設置すべきである。
- 地方版「会議」は、国の会議と同様の構成及び権能を基本に、地域の実情に即した子ども・子育て政策の展開に関与すべきである。

2. 幼保一体化について

(1) 幼保一体化の基本的な考え方について

- 幼保一体化の目的は、すべての子どもによりよい子育ち環境が保障されるよう、幼稚園と保育所双方のメリットを生かし「こども園（仮称）」に結実していくことである。
- その際、現在保育所等が担っている福祉的機能（児童虐待対策、親支援、子育て相談支援、地域子育て拠点機能など）は今後も確実に基盤に据えるべきであり、幼保一体化によって福祉的機能と利用保障の機能を後退させることはあってはならない。
- これらの点を丁寧に検証しながら、今後の制度設計の議論を進めるべきである。

(2) 幼保一体化および幼保一体給付にかかる論点について

① 直接契約方式と利用保障

- 事務局案では、保護者と「こども園（仮称）」との直接契約方式が提案され、ひ

とり親、障がい児、虐待事例の子ども等、優先利用が確保されるべき子どもについて市町村が受け入れ可能な施設を斡旋するとされている。しかし、この方式では、サービス資源にアクセスしにくい保護者やひとり親、園の選抜から漏れやすい障がい児や低所得者等には機会の平等が保障されない。

- とりわけ、待機児童が多い地域では、直接契約ができずに市町村窓口にたどり着いても既に受け皿がないことが想定され、最も利用支援を必要とする者が行き場を失うことが懸念される。
- 要保育認定は“権利付与”ではあるが、資源へのアクセス機会の保障、具体的な利用支援の担保とはならない。
- このため、市町村関与による、優先利用のための調整機能や措置による利用の仕組みを併設して、最も支援を必要とする人々が排除されない仕組みを組み込むべきである。
- また、現在は市町村が「保育の実施義務」を有し、保育の必要性の判断、優先順位付けなどの調整、受け入れ保育所の斡旋・要請・契約、給付管理・利用料管理等をワンストップで行っている。
- 新たな制度においては、自己責任による直接契約という自由度は増すとされるものの、要保育認定・施設との交渉・契約・入園できない場合の市町村への相談等、結果としてステップ増が想定される。ハンディのある者ほど、多くのステップを踏むことになりかねず、利用支援強化のための次善策の検討が必要である。

② 応諾義務の担保

- 「正当な理由」がある場合を除き応諾義務を課す点は高く評価する。問題は、応諾義務の実効性が担保できるか、検証が必要である。

③ 公定価格と上乗せ価格

- 必要な水準の給付を「公定価格」で保障することを評価する。
- 「上乗せ徴収」については、結果として低所得者層等の利用制限につながる懸念があり、「こども園（仮称）」という同一制度の体系の中に併存することについて、慎重な判断を要する。

④ 市区町村の権限と責務の明確化

- 市町村の権限と責務を明確に位置づけ、実施責任とこれを担保する財源の裏打ちが必要である。
- 市町村および都道府県の実施責任を前提に、地方版「子ども・子育て会議（仮称）」の下、地域のニーズに応じたサービスの質量や需給バランスの調整、事業計画策定は不可欠と考える。

⑤ 市町村における子ども・子育て支援コーディネート機能の確立

- 市町村に実施責任をおくべき理由は、“権利性の付与”にとどまらない、具体的かつ能動的な利用支援の仕組みが必要だからである。介入的支援が必要な場合もあり、これには一定の権限を伴わせる必要がある。
- 子ども・子育て資源に関する情報提供、総合的な相談・支援やケースマネジメントを行うケースワーカーやコーディネータの配置が必要と考える。

以上

平成 23 年 1 月 27 日

幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見

全日本私立幼稚園連合会

1. これまでの幼稚園の役割を尊重するとともに、地域の実情や保護者のニーズに応じた多様な選択の保障を求めます。
2. こども園（仮称）については、幼児教育の位置づけの明確化が必要であり、中央教育審議会における十分な審議を求めます。
3. 「待機児童の解消策」や「人口急減地域・過疎地域対策」については、できるものから早急に施行することを求めます。
4. 指定制については、私学の建学の精神の尊重を求めます。
5. 現行よりも確実に質の高い幼児教育や保育を実践できるだけの財源の確保を求めます。
6. 子ども家庭省（仮称）創設の検討については、幼児期の教育から小学校以降の教育との連携・接続を考慮して、十分な国民的議論を求めます。

以 上

子ども・子育て新システム「基本制度」に対する意見

2011年1月27日

日本こども育成協議会

副会長 溝口 義朗

1、現行の制度には見られない、実効性のある新しい会議を
「子ども・子育て会議（仮称）」

【感じている現状】

現行の計画や会議（例えば、「次世代育成行動支援計画」と「次世代育成支援対策地域協議会」など）では、子どもや家庭を取り巻く諸問題は解決できていない。待機児童、一時預かり保育、休日保育、病児病後児、ひろば事業、障がい児保育、学童保育、家庭支援など、どの項目でもサービスは不足している。

現行の次世代育成行動支援計画が、地域の実態にそぐわない保育・幼児教育、子育て支援の姿を生み出している現実もある。（例えば、青梅市、あきる野市など…次世代育成行動支援計画の内容に沿って保育・幼児教育、子育て支援を行うことを前提とするために、柔軟な支援がおこなわれない。結果として、新規保育事業者の参入や幼稚園の認定こども園移行などを拒み、多様性のあるサービスは提供されていない。また、地域住民や民間事業者の、地域支援、子育て支援事業に対する新たな試みも進行しない。）

【新しい会議を】

- ・会議構成メンバーは協働で参画し、基礎的自治体も地域住民も、有識者も、対等に論議し計画を策定し、実行していく。また、そのことの明示。
- ・国は子ども・子育て新システムの理念を強く示し「すべての子どもに良質な養護・教育環境を」保障することの出来るように、基礎的自治体に対し強力な関係、基準を明示する。
- ・会議構成メンバーのみならず、保育・幼児教育事業者や、地域の参画者は「こども指針（仮称）」に基づいた、子どもを育成していく為の同一の理念により運営される。「子ども指針（仮称）」との関係の明示。

子ども・子育て新システム案に対する意見

2011年1月27日

日本テレビ 宮島香澄

＜幼・保一体化について＞

- * 幼・保の一体化は、すべての子どもに、親の状況によらず望ましい保育・教育環境を提供し「二重行政」を解消すると期待されています。都市部においては待機児童の解消、地方においては子どもの適切な規模の集団を保つことも、重要なポイントです。認可の所管や法律が現状のまま残る案は、相当長期間、制度の3つの縦割りを容認するもので、保育・教育の分断が、いつまでたっても解消されないという不安があります。「こども園」に移行するインセンティブがよく見えません。「幼・保を一体化する」本気度に疑問を持たれると思います。
- * すべてのこども園が同じである必要はない「多様なこども園が存在する1案」を推す意見に、私も賛成します。制度として所管や法律は一本化し、小規模保育園や一定の認可外保育園含めどれも「こども園」とした上で、当面の例外として、今の幼稚園的施設、保育園的施設を位置づけることができるのではないかでしょうか。将来の目標を、制度の上でしっかりと掲げるべきだと思います。

＜認可と指定＞

- * 繰り返し確認しますが、運営の主体によらず、参入条件をイコールフッティングにするべきだと思います。認可と指定の存在が、NPO法人や企業の作った施設を「指定」に押し込めることができないよう、よりアイデアと意欲をもった主体が子育て支援に参入できるような実効性を確保すべきだと思います。
- * そのためには、地域につくる「子育て会議」をどう構成してどう運営するかという点と、情報公開は非常に重要なと思います。自治体が計画を策定するにあたって、今の制度の下では見えにくい潜在ニーズにも対応し、基準を満たしているにもかかわらず指定されないことはないようにすべきです。地方の子育て支援の自由度を広げながらも、自治体が参入主体を差別する理由を残してはいけないと思います。

<多様な主体の参入>

* 質を向上させながら費用を削減する努力、効率化の努力は、財政の苦しいわが国においては、どの分野でも必要なことです。アイデアや工夫をし合える土壌がより必要です。いろいろな人の多様な智恵で多様で良質なサービスが展開されることを期待します。

<保育の必要性の認定>

* 自治体が保育の必要性を認定しながらどこにも入れなかつた子どもについては、自治体にすべての調整の義務を負わせると、結局今の「保育に欠ける要件」と同じように、利用者が必要な認定を受けられないことがあるのではないかと心配しています。自治体が利用可能量を決めるのに、利用者に不利な裁量が働くことがないよう、実際に受け皿が足りない状態でどうすべきか、十分な検討が必要だと思います。

<なぜ改革が必要なのか>

* 社会が変化し、待機児童が増大する中で、今の制度では世の中のニーズを満たせなくなっているのは共通認識です。その上で世の中が改革を求めています。改革をし、効率化を進めながらより希望に沿った制度をつくることに伴って、財政が苦しい中でも国民に追加財源をお願いできると考えます。改革がみえにくく、現状があまり変わらなそうなのに、国民が税金を使ってくれるのか？すでに一定の保育や教育を受け、今の制度でも構わない家庭ではなく、少数であっても、今困難な状況にある家庭を真っ先に救い上げる改革であるべきだと思います。

<多様性・地域との関係>

* 地域ではすでに、いろいろな工夫が始まっています。その自治体の努力を妨げてはいけないと思います。国民のお金をかけて今と同じような施設だけが増えるのではなく、いろんな工夫をしてお金をかけた以上の環境がつくれることが大事だと思います。現状、機動性に欠ける部分について、より多様なアイデアと力、人材の投入が必要です。